

事業者の方へ

# 事業系一般廃棄物の受入れについて

～資源物は積極的にリサイクルしましょう～

## ▶ 衛生センターに出せるごみは？

事業活動に伴って発生するごみ(廃棄物)を「事業系ごみ」といい、家庭から排出される「家庭ごみ」とは異なるため、事業系ごみを家庭ごみの集積所には出すことはできません。

事業系ごみのうち、発生量や性質から法や政令で定めるものは「産業廃棄物」となります。また、廃棄物の種類により特定の業種(指定業種)から排出された場合のみ産業廃棄物となるものがあります。

産業廃棄物ではない事業系ごみを「事業系一般廃棄物」といい、蕨戸田衛生センターでは右記の受入れ基準を満たした事業系一般廃棄物のみ受入れいたします。

## ▶ リサイクルと事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めなければならないこと等が定められています。

しかし、現状では、事業系ごみに多くのリサイクル可能な資源(紙、繊維くず、ペットボトル、金属くず等)が含まれています。これらの資源は積極的に分別に取組み、リサイクルが可能な事業者へ処理を委託しましょう。品目によっては売却出来る場合もあり、ごみの減量や処理経費の削減につながります。

## ▶ 蕨市・戸田市近隣にある資源物のリサイクルが可能な事業者

廃棄物の種類	業者名	所在地	電話番号	持込みの可否	主な受入れ品目	禁忌品(混入禁止)	備考
古紙 繊維くず	株大久保 戸田営業所	戸田市新曽南 3-5-12	048-441-3086	可	【古紙】新聞・雑誌 段ボール・OA紙 【繊維くず】 衣類全般	【古紙】 汚れ付着等 【繊維くず】 制服・作業着、汚れ付着等	無料 もしくは 有価 (市況や品目 によるため、 要問合せ)
古紙 金属くず	株兼子 埼玉戸田 工場	戸田市美女木北 3-6-4	048-422-1431	可	【古紙】新聞・雑誌 段ボール・OA紙 【金属くず】要問合せ	【古紙】汚れ付着等 【金属くず】ダスト付着物 ボンベ・危険物等	
古紙	三弘紙業株 戸田営業所	戸田市大字下笹目 165-1	048-445-4646	可	【古紙】新聞・雑誌 段ボール・OA紙	汚れ付着等	回収の場合 別途料金か かる場合 があります
金属くず	株鈴徳 浦和営業所	さいたま市南区白幡 6-11-2	048-861-8680	可	【金属くず】要問合せ	ダスト付着物 ボンベ 危険物等	

上記の禁忌品以外でも、受入れできないものや受入れ時間の変更、市況により委託処理となる場合等がありますので、必ず事前に当該事業者へ連絡をお願いします。(ご紹介している以外にも複数の業者があります。)



事業系ごみの  
減量化と資源化にご協力  
をお願いいたします！

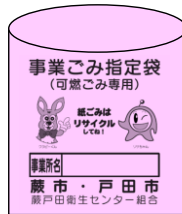
ヘラッシーくん

## ▶ 事業系一般廃棄物の受入れ基準

蕨戸田衛生センターでは、下記の出入れ基準を満たした事業系一般廃棄物のみ受入れいたします。

他市ごみ等の混入を防ぐため、指定の **ピンク色の事業ごみ指定袋** に入れて排出をお願いいたします。(自己搬入の事業者を除く)

なお、事業系ごみ袋の購入先については蕨市・戸田市のホームページをご確認ください。

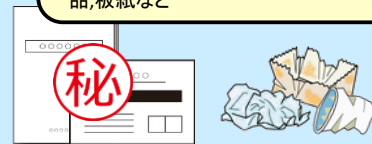


### 紙くず

- ・形状は、一辺30cm以下のもの。
- ・図書等は、厚み2cm程度にばらしたものを。
- ・書類等は、紐とじ・ファイルとじされていないもの。
- ・ビニール加工や金具等の取り付けがないもの。
- ・粉状のものは、袋に入れ飛散防止されたもの。
- ・ロール状のものは、一辺30cm以下に切断し、ほぐしたものを。
- ・有害物(PCB等)が塗布されていないもの。

### 産業廃棄物となる業種及び品目

建設業(工作物の新築,改築,除去に伴うもの)、パルプ・紙製造業,紙加工品製造業,新聞業,製本業から発生する紙加工品,板紙など



### 木くず・花くず

- ※形状は、長さ30cm以下、厚さ及び太さ5cm以下のもの。
- ・生木(剪定枝等)の形状は(※)とし、枯らせたもの。
- ・草の形状は(※)とし、泥を取り除いたもの。
- ・粉状のものは、袋に入れ飛散防止されたもの。

### 産業廃棄物となる業種及び品目

建設業(工作物の新築,改築,除去に伴うもの)、木製品製造業などから発生する解体材,残材おがくずなど  
全業種から発生する木製パレット



### 繊維くず・畳

- ・長さ40cm以下、巾30cm以下に切断されたもの。

### 産業廃棄物となる業種及び品目

建設業(工作物の新築,改築,除去に伴うもの)、製糸業,紡績業から発生する糸くず,羊毛くずなど



### 厨芥類(野菜くず等)

- ・水気を十分にきったもの。

### 産業廃棄物となる業種及び品目

食料品製造業,パン・菓子製造業,めん類製造業から発生する野菜くず,パンくずなど



受入れ基準以外の廃棄物については、事業者の責務において処理していただきます。

ご参考として、産業廃棄物の処理事業者を地域や廃棄物の種類から検索できるデータベースをご案内します。

#### <産業廃棄物の処理事業者の検索>

◎ **会員検索** (一般社団法人埼玉県環境産業振興協会)・・・県内の事業者を検索可能

◎ **産廃情報ネットさんばいくん** (公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団)・・・全国の事業者を検索可能